

【別紙】（道路・河川土木工事）

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。なお、管内工事については、下表に関わらず施工進捗に応じて実施するものとする。

工事区分	工種	種別（細別）
幹線共同溝	シールド	一次覆工、二次覆工
	発進・中間・到達立坑	現場打躯体工、プレキャスト工等
橋梁	橋梁下部	基礎工（基礎杭打設）
		地盤改良工（地盤改良）
		橋台・橋脚工（コンクリート打設）
		橋脚架設工（橋脚架設）
	橋梁上部	鋼橋架設工（鋼橋架設）
		床板工（コンクリート打設）
		コンクリート橋上部（PC・RC 橋桁架設）
	耐震補強	増し杭工（増し杭打設）
河川	築堤・護岸	鋼管矢板工（鋼管矢板打設）
		固結工（地盤改良）
		基礎工（基礎杭打設）
		護岸工（コンクリート打設）
		築堤工（コンクリート打設）
開削トンネル	基礎	地盤改良工（地盤改良）
		基礎工（基礎杭打設）
	躯体（本体）	躯体工（コンクリート打設）

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】（造園工事）

- 1）対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2）技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。

工事区分	工種	種別（細別）
造園工事	擁壁	擁壁工（H＝2 m以上かつL＝100m以上）
	池護岸	池護岸工（L＝100m以上）
遊具工事	超大型複合遊具	基礎工（1, 000 m ² 以上）

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】（下水道施設土木工事）

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。

工事区分	工種	種別（細別）
管渠再構築工事	管きょ工（開削） 管きょ更生工	－
管渠築造工事	管きょ工（開削）	躯体工（現場打ち）
	管きょ工（推進・小口径推進）	－
	管きょ工（シールド工法）	一次覆工
		二次覆工
	立坑工 特殊マンホール工	土留工 鋼製立坑工 地中連続壁工（仮設目的の場合）
		躯体工 地中連続壁工（躯体兼用の場合）
処理場・抽水所等の重要な 土木構造物の築造工事・耐 震補強工事等	本体仮設工	土留・仮締切工 連続地中壁工（仮設目的の場合）
	本体築造工	既製杭工 場所打ち杭工
		オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工
		躯体工 地中連続壁工（躯体兼用の場合）

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】（機械設備工事）

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。

工事区分	工種	種別
下水道施設	沈砂池機械設備	自動(手動)スクリーン 除砂設備 各種洗浄装置等
	ポンプ設備	汚水ポンプ 雨水ポンプ 汚泥ポンプ等
	水処理設備	汚泥かき寄せ機 反応タンク設備
	汚泥焼却・溶融・ コンポスト設備	焼却設備 溶融設備 乾燥設備
	空気機械設備	散気用送風機
	貯留設備	地下タンク類
	門扉設備	ゲート類（手動、電動、油圧等）
	その他	スカム除去(処理)装置
道路・河川・公園施設	駐車場機械設備	駐車場機械設備

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】（電気設備工事）

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。なお、同じ時期に同じ種別の中間技術検査を行う場合は、当該の中間技術検査を省略することができる。

工事区分	工種	種別
道路・河川・公園・ 下水道施設	特高受変電設備	遮断器・変圧器
	自家発電設備	発電機・原動機類

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。

【別紙】（建築工事）

- 1) 対象工事は、「予定価格 1 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事」、或いは、「局長等が必要と認めた工事」を対象として実施する。
- 2) 技術検査要領第 2 第 2 項の規定のほか、下表を参考に当該工事の主要工種・種別を考慮して施工上の重要な変化点(品質や出来形に影響がある等)を選定し、特記仕様書に対象工種や時期、回数等を記載する。

工事区分	工種	種別
下水道施設	地業工事	杭地業
	鉄筋工事	基礎、柱、スラブ等 (配筋)
	鉄骨工事	鉄骨建方工事
	外壁工事	外壁仕上げ

※上表によらず、検査職員等が必要と認める工種については中間技術検査を実施する。